

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 15 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 4 条 前条第 2 項の認定を受けていない市税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくして申告しなかった場合においては、その者は、<u>10 万円以下の過料に処する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u></p> <p>（市民税に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 21 条 市民税の納税義務者が第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第 6 項若しくは第 7 項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくして申告しなかった場合においては、その者は、<u>10</u></p>	<p>（市税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 4 条 前条第 2 項の認定を受けていない市税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくして申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>（市民税に係る不申告に関する過料）</p> <p>第 21 条 市民税の納税義務者が第 19 条第 1 項もしくは第 2 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合または同条第 6 項もしくは第 7 項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくして申告しなかった場合においては、その者に対し、</p>

万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第31条の8 分離課税に係る所得割の納税義務者が、前条の規定による申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第46条 固定資産の所有者が第43条及び第43条の2の規定によって申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第57条 軽自動車等の所有者等又は第50条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

3万円以下の過料を科する。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第31条の8 分離課税に係る所得割の納税義務者が、前条の規定による申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第46条 固定資産の所有者が第43条および第43条の2の規定によって申告すべき事項について、正当な事由がなくして申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第57条 軽自動車等の所有者等又は第50条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 <省略>

(納期限の延長の申請)

第70条 <省略>

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第70条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第68条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(鉱産税の申告納付)

第75条 <省略>

2 <省略>

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第76条 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第77条から第81条まで 削除

(特別土地保有税の申告納付)

第88条 <省略>

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第88条の2 特別土地保有税の納税義務者が正

2及び3 <省略>

(納期限の延長の申請)

第70条 <省略>

(鉱産税の申告納付)

第75条 <省略>

2 <省略>

第76条から第81条まで 削除

(特別土地保有税の申告納付)

第88条 <省略>

<p><u>当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p>(特別土地保有税の課税免除)</p> <p>第88条の3 <省略></p> <p>(都市計画税の課税客体等)</p> <p>第90条 <省略></p> <p>2 前項の「<u>価格</u>」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「<u>所有者</u>」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 <省略></p>	<p>(特別土地保有税の課税免除)</p> <p>第88条の2 <省略></p> <p>(都市計画税の課税客体等)</p> <p>第90条 <省略></p> <p>2 前項の<u>価格</u>とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の<u>所有者</u>とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第21条、第31条の8、第46条及び第57条の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、第70条の次に1条を加える改正規定、第75条の次に1条を加える改正規定、第88条の2を第88条の3とし、第88条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条の規定は、

公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

（都市計画税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例第90条第2項の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第3条 附則第1条ただし書の規定によるこの条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。